

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 9 月 1 2 日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 すりーはーと

3 代表者の氏名

石原 孝次郎

4 主たる事務所の所在地

名張市富貴ヶ丘6番町182番地

5 定款記載の目的

この法人は、「郷土を愛する心」「思いやりの心」「奉仕の心」を大切にし、すべての人が健康で安全な生活ができる社会の実現を図るため、市民・企業・行政のパートナーシップを基本としながら、伊賀地域（名張市及びその周辺地域）の自然及び社会的な地域資源を掘り起こし、地域資源を活用したまちづくり計画の策定、まちづくり活動の実践、市民団体相互のネットワークの構築等を通じて、市民がこの地域で誇りを持って働き、暮らしていける資源循環・環境共生型のまちづくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 7 年 9 月 1 2 日 ～ 令和 7 年 9 月 2 6 日

特定非営利活動法人すりーはーと定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人すりーはーとという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県名張市富貴ヶ丘6番町182番地に置く。
2 この法人は、従たる事務所を東京都立川市泉町1156番地の4 トミンハイム立川泉町719号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「郷土を愛する心」「思いやりの心」「奉仕の心」を大切に、すべての人が健康で安全な生活ができる社会の実現を図るため、市民・企業・行政のパートナーシップを基本としながら、地域の自然及び社会的な資源を掘り起こし、地域資源を活用したまちづくり計画の策定、まちづくり活動の実践、市民団体相互のネットワークの構築等を通じて、市民がこの地域に誇りを持って働き暮らせる資源循環・環境共生型のまちづくりに寄与することを目的とする。
また、法人の活動範囲は全国とし、とくに三重県名張市及びその周辺地域、東京都立川市等を中心に、地域に応じた事業を展開する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) (1)～(8)に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 公園、グランド等公有地の管理業務に関する事業
- (2) 資源ごみのリサイクル分別作業に関する事業
- (3) ごみ回収に関する戸別収集事業
- (4) 講演会等の企画、運営及び開催に関する事業
- (5) 文化、芸術及びスポーツ振興等のイベント開催に関する事業
- (6) 市民主体のまちづくりの支援事業
- (7) 高齢者や障害者等の支援に係る事業
- (8) 子どもから大人までが集える地域拠点づくりの支援事業
- (9) ボランティア、NPOへの支援に係る事業
- (10) 行政及び各種団体からの受託事業

- (1 1) 土地や施設等の環境管理に関する業務の受託事業
- (1 2) 作業支援機器（作業用ロボットを含む）の運用代行、レンタル及び販売に関する事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して法人の活動を積極的に推進することを目的として入会した個人、法人及び団体とする。
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同してボランティア精神にのっとり限定的な範囲で法人の活動に参画することを目的として入会した個人、法人及び団体とする。
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、準会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である法人、団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

理事長以外の理事は、法人業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条** この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条** 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条** 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条** 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

- 第25条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、1人（1法人、1団体）1票とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において選定された法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	石原 孝次郎
副理事長	清水 隆雄
理 事	田村 信貞
同	小山 善孝
同	小野寺 澄江
同	新垣 和宏
同	野仲 潤二
監 事	小野寺 道信
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から16年3月31日までとする。
- 6 この法人の正会員、準会員及び賛助会員の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	1,000円
(2) 年会費	3,600円

これは定款である。

三重県名張市富貴ヶ丘6番町182番地

特定非営利活動法人すりはーと

理事長

石原 孝次郎



令和7年度事業計画書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

主たる事務所の所在地 名張市富貴ヶ丘6番町182
特定非営利活動法人の名称 すり-は-と
代表者氏名 理事長 石原孝次郎
(電話番号) 0595-64-0774



1 事業実施の方針

I 資源循環型社会の構築と作業効率化

- ① 草刈り後に発生する草の多くは、従来、集草して搬出し、ゴミ処理場にて焼却処分を行っていた。しかし、草には生ゴミと同様に多くの水分が含まれており、焼却には大量の燃料を要し、それが温室効果ガス（二酸化炭素）排出の一因となっていた。
- ② これを解決するため、令和6年度より最新型の草刈りロボットを導入し、刈り取った草をその場で細かく粉碎・裁断し、集草・搬出・焼却を行わず、自然に還元する取り組みを開始した。
- ③ この取り組みにより、燃料使用量の削減やCO₂排出量の抑制に貢献するとともに、土壌の表面に残された細断草が土壌の乾燥を防ぎ、次年度の草の成長速度を抑える効果も確認された。草を自然循環させることで、地域の環境負荷の軽減と、草刈作業全体の効率化を実現している。
- ④ 資源循環型社会の実現は、現代社会において必要不可欠な取り組みであると認識しており、当法人は平成22年度より、草や伐採木の資源化を進めてきた。令和6年度は、これをより一層進化させる転換期と捉え、今後も地域社会と協働しながら、持続可能な環境保全活動を継続していく予定である。

II 地域交流

- ① 地域住民との親睦交流を深めるため、地域主催の行事に参加している。
- ② 地域のコミュニケーションが希薄になっている現代において少しでも住民間のコミュニケーションの媒介になれることを目指して取り組んでいる。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲
公園、グラウンド等公有地の管理業務に関する事業	公園やグラウンドなどの公共用地において、除草、清掃、整備などの維持管理を行い、地域の環境美化と安全な利用環境の提供に寄与する。	通年	名張市内、首都圏西部～中部山岳地域	10人	名張市内、首都圏西部市民
市民主体のまちづくりの支援事業	市民や地域団体と連携し、空き地の有効活用、景観整備、環境保全などのまちづくり活動を支援し、地域住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを推進する。	通年	名張市内、首都圏西部～中部山岳地域	10人	名張市内、首都圏西部市民
子どもから大人までが集える地域拠点づくりの支援事業	休耕地を活用した農業体験を通じて、人が集い交流する地域拠点をつくり、引きこもり支援や地域のつながりを促進する。	4月～11月	名張市内、首都圏西部～中部山岳地域	10人	200人
ボランティア、NPOへの支援に係る事業	環境保全、福祉、地域活動などに取り組むボランティア団体や他のNPO法人との連携を図り、情報交換・人材育成・活動支援などを通じて、地域の課題解決に貢献する。	通年	名張市内、首都圏西部～中部山岳地域	10人	1000人
行政及び各種団体の業務の受託事業	自治体や公共団体からの委託を受けて、環境整備や地域活動支援などの業務を実施し、公共サービスの補完と地域貢献を果たす。	4月～11月	名張市内、首都圏西部～中部山岳地域	10人	名張市内、首都圏西部市民

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

主たる事務所の所在地 名張市富貴ヶ丘6番町182
 特定非営利活動法人の名称 すり-は-と
 代表者氏名 理事長 石原孝次郎
 (電話番号) 0595-64-0774



1 事業実施の方針

I 資源循環型社会の構築と作業効率化

- ① 草刈り後に発生する草の多くは、従来、集草して搬出し、ゴミ処理場にて焼却処分を行っていた。しかし、草には生ゴミと同様に多くの水分が含まれており、焼却には大量の燃料を要し、それが温室効果ガス（二酸化炭素）排出の一因となっていた。
- ② これを解決するため、令和6年度より最新型の草刈りロボットを導入し、刈り取った草をその場で細かく粉碎・裁断し、集草・搬出・焼却を行わず、自然に還元する取り組みを開始した。
- ③ この取り組みにより、燃料使用量の削減やCO₂排出量の抑制に貢献するとともに、土壌の表面に残された細断草が土壌の乾燥を防ぎ、次年度の草の成長速度を抑える効果も確認された。草を自然循環させることで、地域の環境負荷の軽減と、草刈作業全体の効率化を実現している。
- ④ 資源循環型社会の実現は、現代社会において必要不可欠な取り組みであると認識しており、当法人は平成22年度より、草や伐採木の資源化を進めてきた。令和6年度は、これをより一層進化させる転換期と捉え、今後も地域社会と協働しながら、持続可能な環境保全活動を継続していく予定である。

II 地域交流

- ① 地域住民との親睦交流を深めるため、地域主催の行事に参加している。
- ② 地域のコミュニケーションが希薄になっている現代において少しでも住民間のコミュニケーションの媒介になれることを目指して取り組んでいる。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲
公園、グラウンド等公有地の管理業務に関する事業	公園やグラウンドなどの公共用地において、除草、清掃、整備などの維持管理を行い、地域の環境美化と安全な利用環境の提供に寄与する。	通年	名張市内、首都圏西部～中部山岳地域	10人	名張市内、首都圏西部市民
市民主体のまちづくりの支援事業	市民や地域団体と連携し、空き地の有効活用、景観整備、環境保全などのまちづくり活動を支援し、地域住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを推進する。	通年	名張市内、首都圏西部～中部山岳地域	10人	名張市内、首都圏西部市民
子どもから大人までが集える地域拠点づくりの支援事業	休耕地を活用した農業体験を通じて、人が集い交流する地域拠点をつくり、引きこもり支援や地域のつながりを促進する。	4月～11月	名張市内、首都圏西部～中部山岳地域	10人	200人
ボランティア、NPOへの支援に係る事業	環境保全、福祉、地域活動などに取り組むボランティア団体や他のNPO法人との連携を図り、情報交換・人材育成・活動支援などを通じて、地域の課題解決に貢献する。	通年	名張市内、首都圏西部～中部山岳地域	10人	1000人
行政及び各種団体の業務の受託事業	自治体や公共団体からの委託を受けて、環境整備や地域活動支援などの業務を実施し、公共サービスの補完と地域貢献を果たす。	4月～11月	名張市内、首都圏西部～中部山岳地域	10人	名張市内、首都圏西部市民

(その他の事業を定款に掲げていない場合)

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人すりーはーと
(単位:円)

科目	金 額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	53,400	53,400	
2. 事業収益			
事業収益	20,000,000	20,000,000	
3. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			20,053,400
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	9,800,000		
消耗品費	1,500,000		
燃料費	700,000		
車両費	200,000		
修繕費	300,000		
設備費	800,000		
減価償却費	381,465		
リース料	1,729,200		
その他経費計	15,410,665		
事業費計		15,410,665	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
教育研修費	300,000		
広告宣伝費	500,000		
交際費	150,000		
会議費	50,000		
通信費	200,000		
水道光熱費	160,000		
支払手数料	350,000		
地代家賃	1,200,000		
保険料	240,000		
租税公課	40,000		
租税公課(消費税)	120,000		
地域支援交流費	150,000		
減価償却費	382,296		
雑費	250,000		
支払利息	6,000		
その他経費計	4,098,296		
管理費計		4,098,296	
経常費用計			19,508,961
当期経常増減額			544,439
III 経常外収益			
固定資産売却益			
経常外収益計			
税引前当期正味財産増減額			544,439
法人税、住民税及び事業税			72,602
前期繰越正味財産額			▲1,016,824
次期繰越正味財産額			▲544,987

(その他の事業を定款に掲げていない場合)

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人すりーはーと
(単位：円)

科目		金 額 (円)		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	53,400	53,400		
2. 事業収益				
事業収益	25,000,000	25,000,000		
3. その他収益				
受取利息	0			
雑収益	0	0		
経常収益計				25,053,400
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	0			
人件費計	0			
(2) その他経費				
業務委託費	9,800,000			
消耗品費	1,800,000			
燃料費	900,000			
車両費	200,000			
修繕費	500,000			
設備費	1,500,000			
減価償却費	295,000			
リース料	1,729,200			
その他経費計	16,724,200			
事業費計		16,724,200		
2. 管理費				
(1) 人件費				
人件費計	0			
(2) その他経費				
教育研修費	500,000			
広告宣伝費	700,000			
交際費	150,000			
会議費	50,000			
通信費	200,000			
水道光熱費	250,000			
支払手数料	350,000			
地代家賃	2,500,000			
保険料	240,000			
租税公課	40,000			
租税公課(消費税)	120,000			
地域支援交流費	150,000			
減価償却費	295,000			
雑費	250,000			
支払利息	6,000			
その他経費計	5,801,000			
管理費計		5,801,000		
経常費用計				22,525,200
当期経常増減額				2,528,200
III 経常外収益				
固定資産売却益				
経常外収益計				
税引前当期正味財産増減額				2,528,200
法人税、住民税及び事業税				72,602
前期繰越正味財産額				▲544,987
次期繰越正味財産額				1,910,611